

市内短期入所事業所 施設長各位
市内障害児通所支援事業所 管理者各位

健康福祉局障害施設サービス課長
こども青少年局障害児福祉保健課長

短期入所と障害児通所支援の同日利用について(通知)

平素より、本市の障害福祉行政に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ～Ⅲ)と福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ・Ⅱ)における、障害児通所支援との同日利用に関する取扱いについて、下記の通り通知します。

なお、本通知は従前の取扱いについて変更を加えるものではなく、改めて周知を図るものです。

1 同日利用の可否について

医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ～Ⅲ)と福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ・Ⅱ)は、日中における支援に必要な費用を包括的に評価したサービスであることから、同一日に他の日中活動サービスを利用することはできません。

上記の「日中活動サービス」には、障害福祉サービスにおける日中活動サービスだけでなく、児童発達支援をはじめとする障害児通所支援も含まれます。

2 報酬の取扱いについて

サービス提供にあたっては、他のサービスを提供する事業者等との連携に努め、医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ～Ⅲ)と福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ・Ⅱ)を算定する日に、上記の日中活動サービスを併せて算定することがないよう御留意ください。

なお、事業所間で調整を行ったうえで報酬を按分する場合、同日利用は可能です。

3 根拠

(1)横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
(平成 24 年 12 月 28 日条例第 64 号)

【抜粋】

第 110 条(第 18 条準用)

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第 18 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(2)厚生労働省留意事項通知(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号)

【最終改正】こ支障第 148 号障発 0528 第 1 号令和8年5月 28 日

【抜粋】

(7) 短期入所サービス費

⑥ 短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算定関係について

ウ 福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)及び福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。

エ 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、1 日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており、医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、日中における支援に必要な費用を評価していることから、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定する場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。なお、医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定しながら、相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。

4 その他

本通知の内容について御不明な点がございましたら、担当課までお問い合わせください。

<問合せ先>

(短期入所について)

健康福祉局障害施設サービス課
地域施設支援係 671-2416

(障害児通所支援について)

こども青少年局障害児福祉保健課
通所担当 671-4274